

対象事業主一覧

【対象事業主】

長崎県内に事業所を有する 中小企業 または 老人施設・介護事業を行う事業所、保育所、幼稚園等（いずれも公営施設を除く）

中小企業

中小企業事業主の範囲 AまたはBの要件を満たす企業が中小企業になります。		
業 種	A．資本金または出資額	B．常時使用する労働者
小売業（飲食業含む）	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

詳しくは、こちらをご覧ください [（中小企業庁ホームページ）](#)

老人施設・介護事業を行う事業所、保育所、幼稚園等

業 種	施設等の種類
医療業	病院 診療所 歯科診療所 助産所 等
児童福祉事業	保育所 託児所 乳児院 母子生活支援施設

	児童養護施設 知的障害児施設 児童厚生施設 母子福祉施設 放課後児童 健全育成事業所 保育型認定こども園 地方裁量型認定こども園 等
老人福祉・介護事業	特別養護老人ホーム 養護老人ホーム 軽費老人ホーム 介護老人保健施設 有料老人ホーム 老人短期入所施設 認知症老人グループホーム 老人デイサービスセンター 訪問介護事業所 等
障害者福祉事業	居住支援事業所 生活介護事業所 身体障害者更生施設 身体障害者福祉ホーム 身体障害者授産施設 知的障害者授産施設 知的障害者福祉ホーム 等
教育	幼稚園 幼稚園型認定こども園 幼保連携型認定こども園
その他	救護施設 更生施設 等